



法人こおりやま

2022. 4

第526号



題名/夕陽輝く街明り(50号) 提供/大波 天久 JIAS日本国際美術家協会会員

[コピー・転載禁止]

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

インターネットセミナー

600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

無料

郡山法人会

検索

で検索いただけます

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID

●●●●●

パスワード

●●●●●

ログイン

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは 会員ID: **1101** パスワード: **1005**

● 新型コロナウイルスに関するセミナーも視聴できます ●

目次

税務署ニュース

知っていますか? インボイス制度 2

ビジネスシーンでのタブー行動 4

税のミニ通信

令和4年度税制改正 6

クールビズはいすこへ? 7

トピックス 8

消費税

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

＼登録を予定されている方／

もう
始まっています！

**多くの事業者の方が登録申請をされて
ます！**

**早めの登録を受けることで、取引先
へのお知らせがスムーズに！**

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度が

始まったら
どう変わるの？

インボイス制度説明会
申込受付中！

その疑問に
お答えします！

📢 オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！



📢 全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に
関する情報



📢 説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧いただけます。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度
特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス 電話番号 0120 - 205 - 553 (無料)
コールセンター 受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

t a b o o

知らなかったでは……

ビジネスシーンでの
タブー行動

(株) フィールドデザイン代表取締役 中山佳子



社会では多様化が進み、相手の考え方や価値観を尊重し合うことが大事になってきました。

しかし、ビジネスにおいては、自分の考え方や価値観を貫き通そうとすることで、相手に失礼にあたる言

動をしてしまうことや、会社の信頼を失う可能性もあります。

また、単に「知らなかった」ことで、相手を不快にしてしまうこともあります。

今回は、ビジネスの場面でよくあるタブー行動について、まとめてお伝えします。

【報告・連絡・相談】

報告の基本は、「指示を受けた相手に完了したらすぐに」行うことです。

主任から受けた指示を課長に報告する、など指示した人でない人に報告を先にするのはタブーです。

また、報告がないことで、「あれ、どうなった？」と聞かれないように、指示された仕事を終えたらタイミングを逃さずに、必ず報告をします。

連絡は、連絡すべき相手に確実に早く情報を届けることが大事です。

最近多いのは、メールを送っただけで、相手があるメールを読まなかったこと

によるトラブルです。

すぐに知らせなければならぬ情報をメール連絡だけ済ませるのは仕事の進め方としては危険です。

メールは必ずしもすぐに読まれるものではないので、急を要する件などは電話との併用が必要です。

【時間管理】

ビジネスでは、集合時間、資料の締切り、製品の納期など、決められた時間を守るものが求められます。

まず、始業時間ちょうどに席につくのはタブーです。始業時間とは、仕事をスタートさせる時間のことなので、その前に仕事に取り掛かれる準備をしておかなければなりません。

また、会議や待ち合わせで、お客様や目上の方を待たせてしまうのもタブー。自分のほうが先に到着し、相手を待てるような時間管理をしましょう。

決められた納期に遅れると、個人だけではなく会社としての信頼をも失ってし

まいます。

仕事を進める際は、しっかりと優先順位をつけながら時間管理をしましょう。

【情報管理】

プライベートの情報は、個人の責任のもと、どの範囲まで公開するかを決めるのは自分です。

しかし、仕事においては情報の開示は個人が決められることではありません。社内情報に関わることを自分の判断のみで流出させてしまうのは厳禁です。

最近では、良かれと思って個人のSNSに顧客とのやりとりや社内情報を載せてしまい、トラブルになるというケースもありますので情報の取り扱いには十分注意しましょう。

個人のSNSに載せてよいか判断に迷う場合は載せないという判断をしたほうが無難です。

【挨拶・返事】

ビジネスの人間関係において、挨拶をしないという

のは、「あなたはいてもいなくても関係ない」と言っていることと同じであり、大変失礼なことです。

同様に、名前を呼ばれて返事をしないのも「返事をする価値もない人だと思っている」という表現になります。

また、挨拶をしても、目を合わせない、何を言っているかわからない声で言うのも、やる気のなさや不機嫌さとして伝わることになり、職場全体の雰囲気も悪くなりかねません。

【姿勢】

立っているときに「手を組む」、「手を後ろに回す」のはタブーです。

どちらも横柄で偉そうな印象を与えてしまうからです。自然と手を後ろに回してしまう人が多いので気をつけましょう。

また、猫背になると卑屈に見られることがありますし、上半身を反らせすぎると相手を見下しているような態度となるので避けまし

よう。

【言葉】

ビジネスにおいては、「相手を立てる」ということが必要になってきます。

態度や表情でも伝えられますが、言葉においても相手を大事に思っていることを伝える表現が必要です。

そのためにも、正しい敬語の使い方はマスターしておきましょう。

尊敬語と謙譲語を間違えて覚えてしまうと、大変失礼な物言いになってしまいます。

親近感を持ってもらおうとフランクな遠慮のない上下関係に言葉を使って、馴れ馴れしいと相手を不快にさせることもあるので気をつけましょう。

目上の方に「ご苦労さま」というのもタブーです。

「ご苦労さま」とは、目上の人が目下の人をねぎらう言葉です。

それ以上に失礼なのは、相手の会社名や名前を間違えてしまうこと。

会う前、電話をかける前など、相手の会社名と名前に自信がなければ必ず確認をしておくことです。

名前を間違えて呼んでしまったら、その後の良い関係構築はできないほどのことなのです。

【訪問・来客対応】

外部の方との応対時に、携帯電話の音を鳴らすのはタブーです。

大事な話の途中で携帯電話の音が鳴らないよう、事前にサイレントモードにしておきましょう。

訪問時にお茶が出てきた場合、訪問先の方が口をつける前に飲むのもタブーとされています。

そのため、来客対応はお客様にお茶をお勧めしながら自分も飲むようにしましょう。出していたいたお茶を残すのも失礼です。

名刺交換をした場合は、相手の名刺は相手そのものと認識し、最後まで丁寧に扱きましょう。

汚したり落としたり、服

のポケットに直に入れたりすることは失礼に当たるとされています。

鞆をテーブルやソファに置くのもタブーです。鞆は靴と同じ扱いなので、訪問先では床に置くようにします。

そのため、床においてもしっかりと立つような鞆を選ぶと良いでしょう。

最近では、リュックを使う方も増えてきましたが、相手によってはビジネス向けの物ではないと考えられている方もいるので気をつけましょう。

【電話】

電話の最後に「ガチャン」という音が聞こえてしまう

ように受話器を置いたり、会話が終わったと同時に余韻もなく切るのではないようにしましょう。

最近、電話のクレームで多いのが、この「ガチャ切り」です。

一般的には、電話をかけた人が先に切るものですが、念のため相手が切るのを待

った方が無難です。

携帯電話で社外から電話をかける場合は、電波状態が悪い場所や騒音の多い場所ではかけないようにしましょう。

また、外では誰が会話の内容を聞いているかわからないものです。つい声が大きくなることもあるので、「この場所で話しても大丈夫か」と必ず考えてから電話をするようにします。

また、外出中の電話でも、メモは必ず取るようにしましょう。慌ただしく過ごしていることが多いので、うっかり電話の内容を忘れることも多いものです。

【メール】

メールよりもLINEなどのSNSを使うことが多いようになってきたため、ビジネスで使うメールの基本を知らない人も増えてきました。

本文の内容のわかるタイトル(件名)を必ず書く、本文には宛名を書く、最後には署名を入れる、などのビジネスメールの基本作法

があるので、使い慣れていない場合は確認をしておきましょう。

本文には宛名を書く、最後には署名を入れる、などのビジネスメールの基本作法があるので、使い慣れていない場合は確認をしておきましょう。

CCとBCCの機能も、間違えて使わないようにします。BCCで送るべきところをTOやCCで送ってしまうとメールアドレスの情報漏洩となり、企業が大きな責任を負う可能性もあります。

最近では、非常に巧妙なウイルスメールも届くようになりまし

覚えのない商品購入の請求書メールが届き、「注文された商品」とURLが記載されていると、つい確認したくなりますが、多くはウイルスのついてる悪質メールです。

自分で判断できない場合は、上司に確認するなど、対処には十分気をつけましょう。

税のミニ通信

令和4年度税制改正

東北税理士会郡山支部/税理士 大和田一美

本稿は、令和4年4月号に掲載される予定ですので、ちょうど新年度が始まる時期となります。そこで、令和4年度税制改正大綱から、皆様に関係の深いと考えられる2つの項目について簡単に解説いたします。

1. 積極的な賃上げ等を促すための措置から「所得拡大促進税制の拡充」

中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置を次のとおりとする見直しを行った上、その適用期限を1年延長する(所得税についても同様とする。)

- ①雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算する。
- ②教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上である場合には、税額控除率に10%を加算する。

まず、岸田内閣のスローガンである「成長と分配」に関わる措置で、賃上げ等で社員給与が増加している企業、社員教育に力を入れて生産性を高める努力をしている企業を後押しするため、その費用の一部を減税する趣旨です。

これまでの所得拡大促進税制における上乗せ加算率の条件を緩和するとともに税額控除率を拡大する内容となっています。これまでは最大で25%だった控除率が、40%に拡大されます。給与支給額が前年比で1.5%以上増加すれば増加額の15%、増加割合が2.5%以上であれば15%上乗せ、さらに教育訓練に力を入れている場合は10%上乗せという内訳になります。

大企業向けの税制と合わせて「賃上げ促進税制」と呼ばれているようですが、中小企業向けには、必ずしも社員各々の賃上げが必要なわけではなく、新規採用等の雇用拡大で給与支給額が増加した場合にも適用になりますので、対象となる企業は多いと考えられます。

適用時期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日に開始する事業年度です。

2. 円滑・適正な納税のための環境整備から「少額減価償却資産等の損金算入見直し」

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、対象資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供したものを除外する(所得税についても同様とする。)

一括償却資産、中小企業者等の少額減価償却資産の特例(措置法)についても同じ。

減価償却資産を取得した場合、10万円未満のものは損金算入、10万円以上20万円未満のものは一括償却資産か特例(措置法)の選択適用、20万円以上30万円未満のものは特例(措置法)を適用し損金算入という経理処理が一般的と思われます。しかし、主要な事業が物品賃貸業(リース業やレンタル業)以外の者が、「貸付用」の資産を取得した場合には、10万円未満のものを含めすべて資産計上して減価償却を行うこととなります。

たとえば、呉服店で呉服の販売を主要な事業として、貸衣装を補助的な事業として行っているケースがありますが、このような主要な事業に関連したレンタルが発生する場合であっても、レンタルが主要な事業でない以上、そのレンタル品の取得には適用されると考えられます。

ただし、この改正に関しては、適用時期が明示されておらず、また、上例のような場合において「主要な事業」の範囲はどこまでか、といった判断の難しいところもありますので、今後、詳細な内容について公表されるのを待つ必要があります。

本稿は、令和4年度税制改正大綱にもとづいており、執筆時点では正式に決定されたものではありません。また、簡略化した表記となっておりますので、詳細は国税庁のホームページ等でご確認ください。



クールビズはいずこへ？

フリーランスライター 藤木 順平

古い話で申し訳ないが、十数年前の夏、ある大手アパレル企業に勤める友人を訪ねた。用件が済んで帰る段になったら「オレも出掛ける」と言って友人はネクタイを外した。ダンディーな彼には珍しい。「いまから〇〇省に行くから」と言う。「お役所に行くときはノーネクタイでないとダメなんだよ」と…。変だな？ 逆じゃない？ と思ったことがある。

そう、2005年から環境省が音頭を取って始めた「クールビズ」真っ盛りの頃の話だ。ネクタイ姿は施策に非協力的な会社と見られたらまずいのか。政治家もこぞってノーネクタイ姿となった。

話は昨年夏のこと。テレビで見る政治家の多くはネクタイをしていた。以前は胸元がスカスカして、落ち着いたな

い様子だったが、ネクタイ1本で自信あり気だ。どうしたの？ 時の環境大臣、小泉進次郎は閣議後の記者会見で「ネクタイを締めるかどうかは、一人ひとりが決めていくことが大事」と語った。クールビズの呼びかけは2020年で終わり。要は「自分で決める」というわけである。

自分で決められない政治家は「みんながするならオレもする」でひと安心。

暑いのに疲れさま！

【筆者紹介】

藤木順平(ふじき・じゅんぺい)フリーランスライター。日本笑い学会会員。



青年部会 新春研修会開催

3月10日、郡山ビューホテルアネックスにおいて、青年部会新春研修会を開催した。講師に有限会社エンドーフィナンシャルの遠藤栄一氏を迎え「お金の学校 ～資産運用における基礎的なルール～」と題して講演いただいた。

有限会社エンドーフィナンシャルでは、保険販売の他に「お金の学校」というセミナーを開催している。日本は欧米と比較しても金融教育が遅れており、小学校からお金に対する教育を受ける欧米に対し、日本では大人になってもお金に対する教育の機会がほとんどなく、お金との上手な付き合い方が分からない人が多い。そこで、基礎的なお金の知識や正しい資産形成について学べる機会を提供する場として「お金の学校」をスタートした。当初はまったく人が集まらなかったが、今では毎回ほぼ満員の人気のセミナーとなっている。

講演では、資産形成を成功させるためには、「投資」と「投機」の違いを理解し、「長期」「分散」「積立」の3つの投資の基本を守ることがポイントだと語り、表やグラフを使いわかりやすく説明した。



講師の遠藤栄一氏

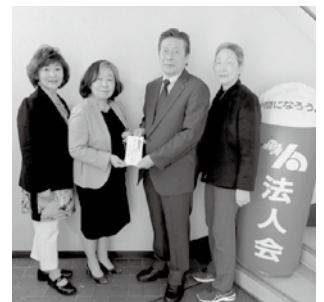
骨髄バンク推進連絡協議会 郡山支部へ募金寄託

女性部会は3月8日(火)、福島県骨髄バンク推進連絡協議会郡山支部へ31,271円を寄託した。

この事業は、今年で9回目となり社会貢献事業の一環として、「希望プロジェクト～未来を担う子供たちのために～」と題し、社会貢献委員会が中心となり郡山市内の百貨店、ホテル、スーパー、部会員企業などに募金箱を6個設置し善意を募った。

贈呈式を同日、郡山法人会館にて行い、女性部会の小林裕子部会長より、福島県骨髄バンク推進連絡協議会郡山支部代表の坂本和豊さんに浄財を手渡した。

式には、郡山支部の事務局で坂本あけみさん、社会貢献委員会矢部祥子委員長が臨んだ。



坂本代表(右から2番目)へ浄財を寄託する小林部会長(右から3番目)



令和3年度 第4回 理事会開催

3月25日、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策をとり、令和3年度第4回理事会を郡山ビューホテルアネックスで開催した。郡山税務署より、遠藤文人署長、木村孝副署長、太田康明法人課税第一統括官を招き、赤塚英夫会長、遠藤署長より挨拶をいただき、審議へ入った。

議事では決議事項の令和4年度 事業計画(案)、収支予算(案)及び会員入会・退会について、異議なく承認された。

また、本会および青年部・女性部会の後期事業の報告をした。最後に福利厚生制度の推進状況について、各受託会社(大同生命、AIG損保、アフラック)より報告があり理事会を終えた。



挨拶をする遠藤文人署長



議事進行する赤塚英夫会長



審議する理事

令和5年度 税制改正に関するアンケートについて

法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えた「税に関する提言」を国・地方自治体に行っています。その参考として会員の意向を把握するために、全会員に対しアンケート調査を実施しております。(令和4年4月上旬発送 法人こおりやまに同封)

この提言活動により、法人税制の改革が実現されるなど、これまでも大きな成果をあげている法人会のメイン事業であり、皆さまの思いが提言事項に反映される法人会員のメリットでもございます。ぜひ、アンケートにご回答いただきますようお願い申し上げます。

令和4年 3月 新入会員のご紹介

No.	事業所名	住所	業種
1	(株)佐々木建設工業	船引町	土木業
2	(有)博愛堂	本町	学習業
3	(株)グリーンオートソエタ	本町	自動二輪販売業
4	H・P・C工房	大槻町	自動車部品加工業
5	(株)life piece	久留米	訪問介護サービス業
6	たま里谷	小原田	飲食業
7	(株)H&Sプランニング	香久池	建設業

ご入会いただきました会員の皆さまをご紹介します。

No.	事業所名	住所	業種
8	(株)マキシム	朝日	飲食業
9	(有)ハセガワ鋼機	柏山町	機械・工具販売
10	(株)トーシンライン	八山田	建設業
11	(株)北斗型枠製作所	日和田町	製造業
12	(株)ウェルカムファーム	田村町	農業法人
13	(株)池上工業	静西	鉄骨工事業
14	(株)アール・ケー・ビー	喜久田町	サービス業

新型コロナウイルス中小企業に関連する施策等リンク集 >>>

【リンク先URL】<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/links/covid19-links.html>



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

郡山支社/
福島県郡山市中町1-22(郡山大同生命ビル4F)
TEL 024-922-0860

AIG AIG損害保険株式会社

郡山支店/
福島県郡山市虎丸町24-8(富士火災郡山ビル3F)
TEL 024-933-6211